

鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育または生涯学習に関わる機関および団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第4条 策定委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。